

後納制度が始まります

「年金確保支援法」によって、2年を経過して納付できなくなつた国民年金の保険料を納付することができます。

この保険料の後納制度によって納付できる保険料は、過去10年以内に納め忘れた保険料です。国民年金保険料は、2年前までしかさかのぼつて納めることができます。

できませんが、後納制度によって、この2年を超えて10年までの納め忘れた保険料を納付できます。

保険料の後納は、平成24年10月から平成27年9月までの3年間行われるもので

後納制度を利用できる方

- △20歳以上60歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れた期間や未加入期間がある方が任意加入期間、さらに過去10年以内に納め忘れた期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある方
- △60歳以上65歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れた期間や未加入期間、さらに65歳以上の方で、年金の受給資格がなく、任意加入をしている方など

※この後納制度は、現在老齢基礎年金を受給している方は対象となりません。

後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料(後納保険料)の額は、納付しなければならなかつた当時の保険料額に一定額が加算された額となるります。				
平成14年度分				
平成15年度分				
平成16年度分				
平成17年度分				
1 4, 6 1 0	1 4, 5 6 0	1 4, 7 1 0	1 4, 7 2 0	9 4 0 円

問い合わせ
国民年金専用ダイヤル ☎0570-011-050
または
☎03-6700-1165
石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
(役場)町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

後納できる保険料の順序等

平成19年度分	14,640円
平成20年度分	14,760円
平成21年度分	14,840円
平成24年10月1日から実施される平成24年10月から平成27年9月までの3年間の期間中でも、さかのぼつて納められる保険料は毎月変わることになります。	料というものは、平成14年10月までの3年間の期間中でも、さかのぼつて納められる保険料は毎月変わることになります。

児童虐待から子どもを守るために！

子どもへの虐待を見かけた方や、ご自身が出産や子育てに悩んでいる方は、役場や児童相談所へ連絡してください。
*子どもと家庭を支援します。
*来月11月は『児童虐待防止推進月間』です。

相談・連絡先
保健福祉課こども家庭係 ☎46-2601
子育て支援センター ☎47-1275
県東部児童相談所気仙沼支所 ☎21-1020

国民健康保険等の一部負担金等免除期間が延長されます

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の一部負担金等免除の期間が延長されます。平成24年9月30日までとなつていて一部負担金等免除の期間が平成25年3月31日まで延長されます。該当される被保険者の方々には更新された免除証明書が送付されています。お手元の免除証明書をご確認ください。医療機関等で受診される際には保険証に今回更新された免除証明書を添付のうえ提示願います。

なお、免除要件により更新申請の手続きが必要な場合がありますので詳細については問い合わせください。

問い合わせ
町民税務課医療給付係 ☎46-1373 (国民健康保険、後期高齢者医療保険) 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601 (介護保険)

食品の放射能検査を始めました（測定料無料）

放射能による食品の不安を少しでも和らげていただきため、自家用に栽培している農作物などの自家消費用食品の放射性物質の簡易検査を実施しています。

申込受付（予約制）

受付時間：午前9時から正午、午後1時から4時
受付場所：環境対策課（電話でも可）

検査場所及び時間

クリーンセンターで火曜日と木曜日の午前10時から正午、午後1時から4時まで実施します。（祝日は除く。）

・検査できるもの

家庭菜園で栽培した野菜、個人で採取した山菜・キノコ等、飲料用の地下水・井戸水等

・検査できないもの

スーパーなどで購入した食品等、販売が目的のもの、水道水、町外から送られてきたもの

注意事項

- ・検査する品を食べる部分だけにして、検査日にクリーンセンターまで直接持参ください。
(例：魚では骨や内臓等を取り除いた状態にし、野菜は皮やたね等を取り除いてください。)
- ・飲料水などは3回以上すすいだペットボトルに入れてください。
- ・1回の検査につき1検体（1食品）です。
- ・検査に必要な食品の量は約500グラムです。
- ・検体（食品）は、豆類や米類などを除き、粉碎して測定するため返却できません。
- ・検査結果は目安であるため、証明書などには使えません。

申し込み・問い合わせ

環境対策課環境対策係 ☎46-5528

塩害木の撤去・被災農機具、オートバイなどの処理について



塩害木の撤去

町では、津波により立ち枯れした木の撤去作業を進めています。作業にあたっては安全管理に十分努めますが、近くを通る際はご注意ください。
なお、周辺の方々や隣接する土地の所有者の方々につきましては、ご理解とご協力をお願いします。

被災農機具、オートバイなどの処理

震災により破損した農機具、オートバイなどの処理を行います。今後、町内に散在した所有者不明の農機具、オートバイなどに貼り紙をして処理の意思確認を行いますので、ご協力をお願いします。詳細については問い合わせください。

問い合わせ

環境対策課環境対策係 ☎46-5528



戸倉海岸災害復旧工事着工

8月31日（金）、午後1時30分から戸倉長須賀地内の戸倉海岸において、災害復旧工事の着工式が行われました。

本工事は、復旧延長が619.2メートル、堤防の高さが8.7メートルで、これまでの4.5メートルから4.2メートルかさ上げされることになります。完成予定は平成27年度で、隣接する国道398号線の道路かさ上げ工事も実施される計画です。